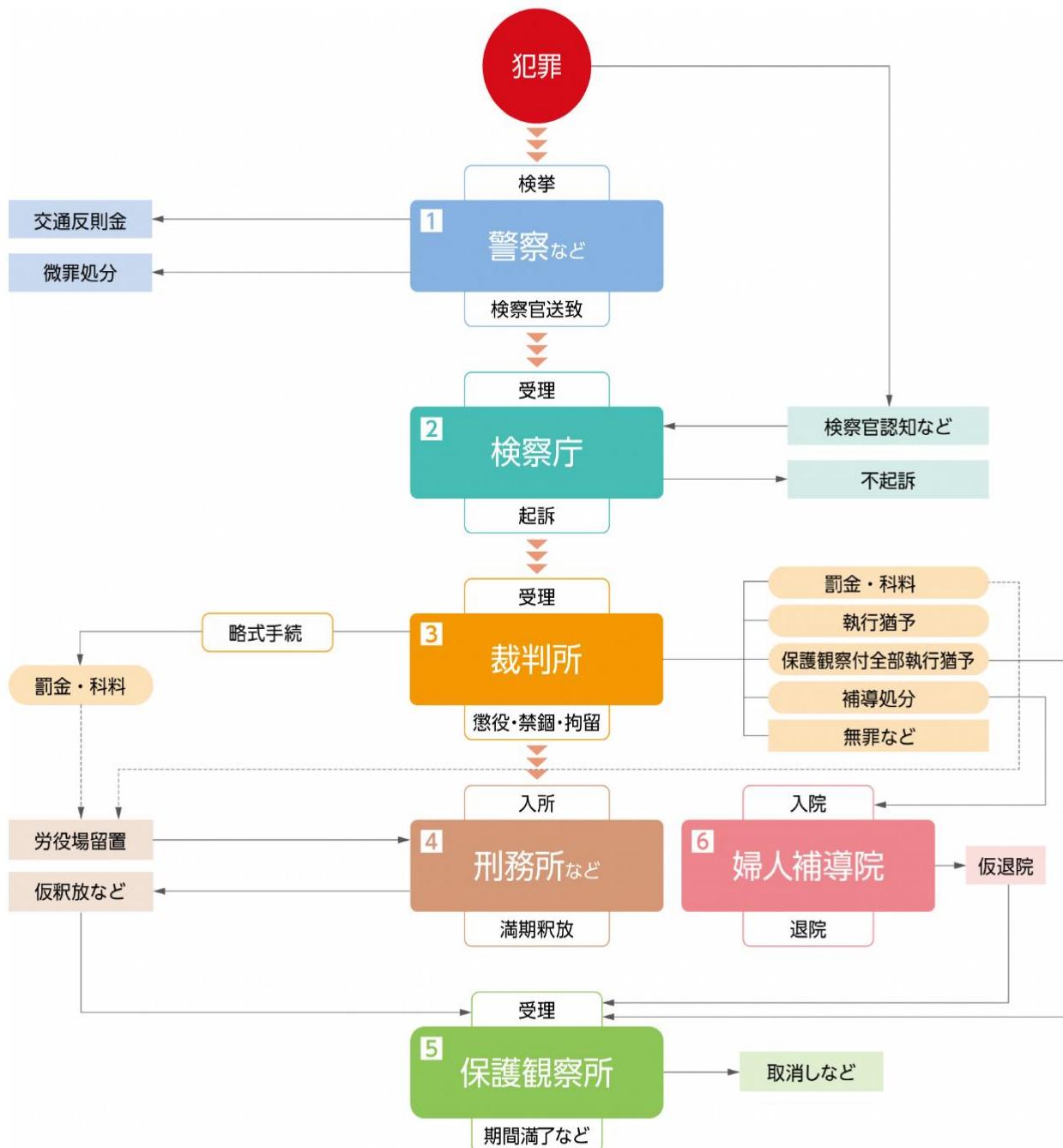


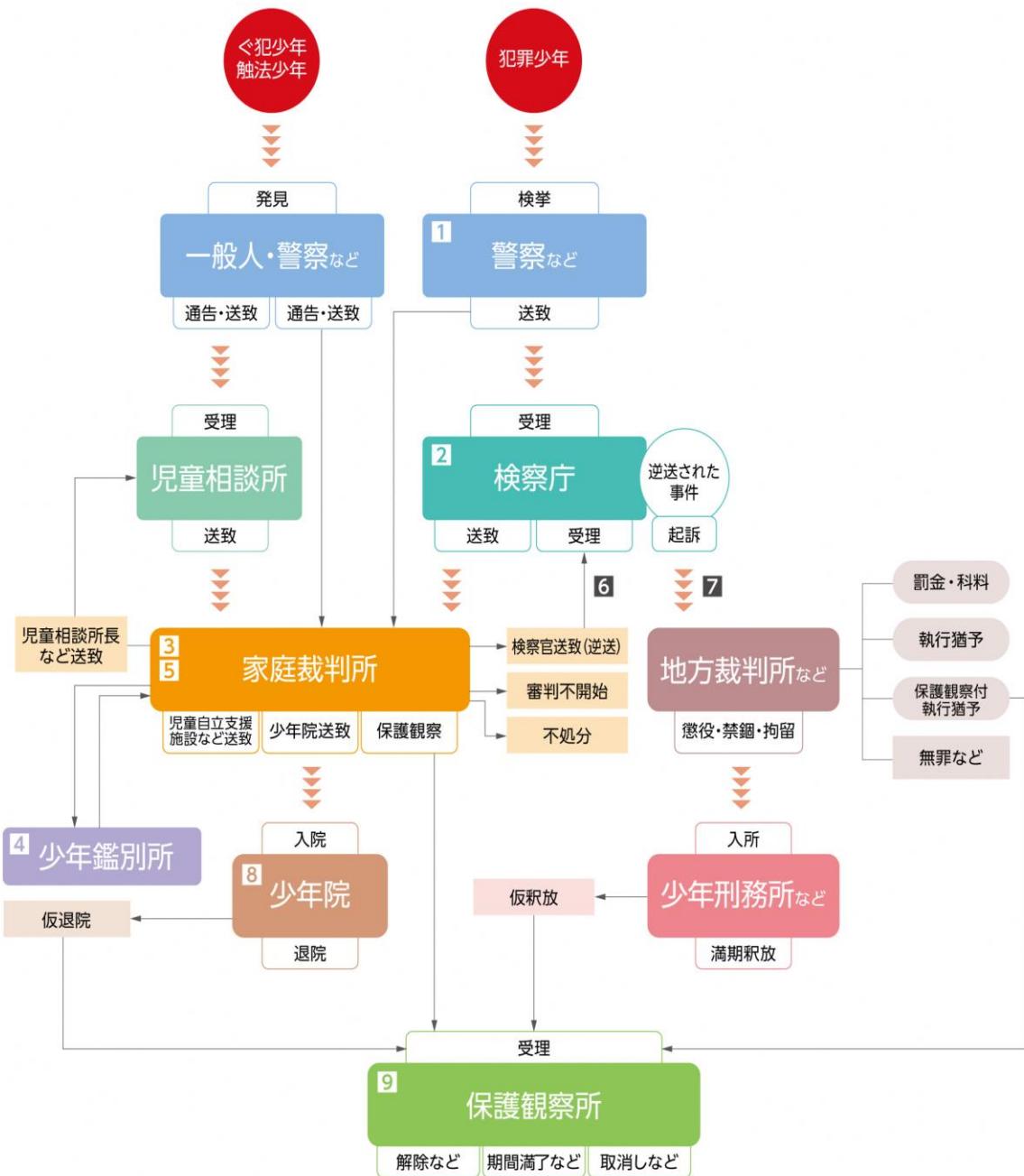
◆ 刑事事件の流れ

1 成人による刑事事件の流れ



(出典：令和4年版再犯防止推進白書)

2 非行少年に関する手続の流れ



(出典：令和4年版再犯防止推進白書)

◆再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月14日法律第104号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

（国等の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、そ

の地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報をその他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

（特性に応じた指導及び支援等）

第十二条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

（就労の支援）

第十三条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

（非行少年等に対する支援）

第十四条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

（就業の機会の確保等）

第十五条 国は、国を当事者的一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役

務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（住居の確保等）

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

（更生保護施設に対する援助）

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

（関係機関における体制の整備等）

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

（再犯防止関係施設の整備）

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（情報の共有、検証、調査研究の推進等）

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進すると

ともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

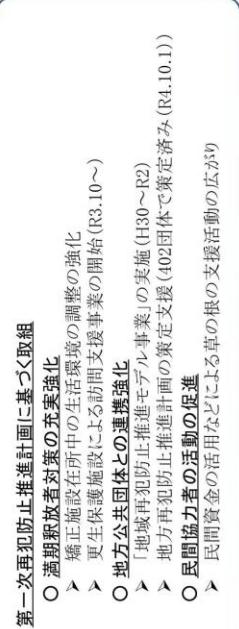
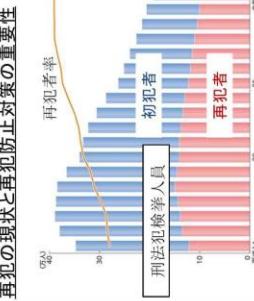
一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第二次再犯防止推進計画策定の目的

第二次再犯防止推進計画策定の経緯



第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

数値目標：「2年内再犯率を
令和3年（令和2年出所者）
までに16%以下にする」

目標達成

（年）

第二次再犯防止推進計画（概要）（国）

計画期間：令和5年度から令和9年度

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的な施策

① 就労・住居の確保
(1) 就労の確保
○ 拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施
○ 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理
○ 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実
② 住居の確保
○ 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇（福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等）を行なうための体制整備
○ 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法へとの連携強化、満期释放者等への支援情報の提供
③ 保健医療・福祉サービスの利用の促進
(1) 高齢者又は障害のある者等への支援
○ 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化
○ 刑事司法機関、更生保護施設、地域生活基盤の強化
○ 被験者等放送からの生活環境の調整等の効果的な支援
④ 薬物依存の問題を抱える者への支援
(1) 薬物依存の問題を抱える者への支援
○ 痛正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
○ 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化
○ 増加する大麻事犯に対する処遇の充実
⑤ 学校等と連携した修学支援
(1) 刑法犯検挙入院による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
○ 痛正施設と学校との連携によるICUの活用の推進、在院中の通話制高校への入学
○ 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止
⑥ 民間協力者の活動の促進
(1) 地方公共団体との連携強化
○ 地方再犯防止推進計画の実施（H30～R2）
○ 地方公共団体との連携事業の実施（H30～R2）
○ 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり
○ 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり
⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備
(1) 持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援
○ 保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進
○ 地域の民間協力者（NPO法人、自助グループ、弁護士等）の積極的な開拓及び一層の連携
○ 民間事業者のノハーヴ等を活用した再犯防止活動の促進
⑧ 地域による包摵の推進
(1) 国・都道府県・市町村の役割の明確化
○ 地方公共団体の取組への支援
○ 地域における再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
○ 保護観察所、法務少年支援センター（少年鑑別所）における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実
○ 相談できる場所の充実
○ 保護観察所による取組の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充

① 檢査者の年齢別構成割合
② 新受刑者の年齢別構成割合
③ 出所受刑者の年齢別構成割合
④ ③出所受刑者の内再入率
⑤ ③出所受刑者の内再入率
⑥ ③出所受刑者の内再入率
⑦ ③出所受刑者の内再入率

◆再犯防止関係用語

よみ	用語	解説
い	入口支援	被疑者・被告人段階の人(起訴猶予や執行猶予等で矯正施設に入所しない人)に対する社会復帰支援。
か	学生ボランティア	防犯ボランティア、少年警察ボランティア、サイバーボランティア等の活動に協力している学生のボランティア。
き	起訴猶予	被疑者が犯罪を犯したことが証拠上明白であっても、被疑者の性格、年齢、境遇、犯罪の輕重と情状、犯罪後の情況により訴追を必要としないと判断される場合に、検察官の判断により起訴を猶予して不起訴とすること。
	教誨師(きょうかいし)	矯正施設において、宗教上の儀式行事及び宗教教誨をボランティアとして行う民間の宗教家。
	矯正管区	法務省に置かれる地方支分部局の一つ。矯正施設の適切な管理運営を図るための指導・監督を主に行う。
	矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称。 ※婦人補導院については、令和6年4月に廃止予定。
	協力雇用主	犯罪・非行の前歴等のため定職に就くことが容易でない刑務所出身者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。
け	刑事施設	刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称。
	検察庁	検察官は検察官の行う事務を統括する機関。 検察官は、刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を持っているほか、公益の代表者として民法などの法律により数多くの権限が与えられている。
	刑務所	主として受刑者を収容し、改善更生と円滑な社会復帰のための矯正処遇を行う施設。
こ	更生保護	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、自立し改善更生することを助けることで、社会を保護司、個人と公共の福祉を増進しようとする取組。
	更生保護協会	保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主、更生保護施設などの円滑な活動のための資料作成、研修、助成等のほか、犯罪予防や更生保護に関する広報活動を行う団体。また、刑務所出身者等に対する助言や支援などの一時的な保護を行っている団体もある。

こ	更生保護施設	主に保護観察所長から委託を受けて、住居がなかつたり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を供与するほか、就職指導、生活指導等を行う施設。法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等が運営している。道内8ヶ所に設置。
	更生保護女性会	犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪をした人等の改善更生に協力する女性のボランティア団体であり、道内に県連4カ所、地区更女会99地区に設置。
	拘置所	主として未決拘禁者を収容する施設。
	子ども相談支援センター	いじめや不登校などの学校教育に関する悩み、子育て・しつけなど家庭教育に関する悩みなどについて、子どもや保護者からの相談に応じる、道が設置している機関。
	自助グループ	薬物依存等、様々な問題を抱えている本人や家族等の当事者同士が自発的に繋がり、互いに励まし合いながら問題の克服を目指す集団。
し	児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童や、家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じ必要な指導や自立支援を行う、児童福祉法に基づく児童福祉施設。道内2ヶ所に設置。
	社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を目指す全国的な運動。令和5年で73年目を迎える。
	住宅確保要配慮者	高齢者や障がい者、外国人や生活困窮者など、住宅の確保に特に配慮を要する人。
	住宅セーフティネット制度	空き家等を活用し、住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネット機能を強化するため、2017年4月に改正された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」に基づき創設された、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録等の制度。
	就労支援事業者機構	協力雇用主を中心に、事業者の立場から犯罪をした人や非行のある少年の経済的自立を目的として、地域における就労支援を行う団体。
	障害者就業・生活支援センター	就業面及び生活面の支援を行い、障がい者の職業生活における自立を図る支援機関。道内 11ヶ所に設置し、道が指定した法人が運営している。
	条件反射制御法	薬物乱用等の行動を生じさせる欲求あるいは衝動を低減させるための治療法。

し	少年院	家庭裁判所の決定により保護処分として送致された少年を収容し、改善更生と円滑な社会復帰を図るために、矯正教育や社会復帰支援等を行う施設。
	少年鑑別所 (法務少年支援センター)	家庭裁判所による観護の措置等が執られた少年を収容し、家庭裁判所等の求めに応じた鑑別、健全な育成のための処遇、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行う施設。
	少年警察ボランティア	少年の非行防止及び少年の保護を図るために、警察本部長等から「少年補導員」等として委嘱された地域のボランティア。
	少年刑務所	少年受刑者等を収容し、処遇を行う施設。道内では函館市内に設置。
	少年サポートセンター	補導活動、少年相談、虐待やいじめ等の被害に遭った少年の支援等の各種少年問題に対して関係機関やボランティア団体等と連携し、専門的に対応する組織。北海道警察本部及び各方面本部に設置。
	自立準備ホーム	刑務所出所者等の宿泊場所を確保するため保護観察所長があらかじめ登録されたNPO法人等に委託している、住居と生活支援を一体的に提供する施設。
す	スクールカウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識を有し、児童生徒へのカウンセリングや、教職員及び保護者等に対する指導・助言等を行う専門職。
	スクールソーシャルワーカー	教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有し、児童生徒が置かれた様々な環境の問題への働きかけを行う専門職。
せ	生活困窮者自立支援制度	生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困っている人に対して、住宅確保給付金の支給や、就労準備、一時生活等の各種支援事業を行う仕組み。
	生活困窮者自立支援相談窓口	生活困窮者自立支援制度に基づき、支援員が相談を受けて、具体的な支援プランを相談者と一緒に作成し、他の専門機関と連携した支援を行う窓口。道内各振興局及び市部に設置。
そ	ソーシャル・インクルージョン	全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現に繋げるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。
	SST(ソーシャル・スキル・トレーニング)	心理療法として開発された、コミュニケーションや対人関係に関する困難を取り除く技術を向上させるトレーニング方法。
た	ダルク(DARC)	薬物依存症からの回復と社会復帰を支援する民間団体。Drug Addiction Rehabilitation Center の略。
て	出口支援	刑務所や少年院といった矯正施設を出所する人に対する社会復帰支援。

と	道立高等技術専門学院	専門的な技術・技能を身につけて就職しようとする人を対象とした施設内訓練などの職業能力の開発を行う道立施設。道内に8学院1分校設置。
	篤志面接委員 (とくしめんせついいん)	受刑者及び少年院在院者に対して、面接や指導等を行う民間ボランティア。
	特別調整	高齢又は障がいにより特に自立が困難な刑務所出所者等が、釈放後速やかに、適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるよう矯正施設や保護観察所、地域生活定着支援センターが連携して行う生活環境の調整。
ぬ	沼田町就業支援センター	少年院等を出院後、保護観察を受けている青少年に一時的な宿泊場所を提供するとともに、原則1年間の農業実習等を行い、地域社会に円滑に移行させる事を目的とした法務省の施設。
は	発達障がい者支援センター	発達障害者支援法に基づき、発達障がいがある方やその家族が安心して地域で暮らすことができるよう相談支援などを行う機関。道内4ヶ所に設置し、北海道及び札幌市が指定した法人が運営している。
ひ	ピアソポーター	困難を抱える当事者が自身の経験を活かして、同じ困難を抱える人に寄り添い共に問題解決を目指していく人。
	BBS会	様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくことを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。
	非行少年	14歳以上で罪を犯した犯罪少年、14歳未満で犯罪行為をした触法少年、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれがあると認められるぐ犯少年の総称。18・19歳の少年は「特定少年」とされる。
ほ	保護観察	犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するよう、保護観察官及び保護司が行う指導監督及び補導援護。
	保護観察所	更生保護行政を担当する法務省の地方支分部局として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動、精神保健観察、犯罪被害者等施策等の事務を行う機関。
	保護司	犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支える民間のボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。
	保護司会	各保護区に配属された保護司によって構成され、保護司の職務の円滑かつ効果的な遂行を図るための事務を行う組織。道内に67地区ある。

ほ	北海道 SDGs推進ビジョン	道民の皆様が SDGs について考え、自らの行動に繋げていくため、道が平成 30 年 12 月に策定した指針。
	北海道居住支援協議会	住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅の円滑な入居促進を目的に、地方公共団体、事業者団体、居住支援法人等で組織された協議体。
	北海道就業支援センター（ジョブカフェ・ジョブサロン）	求職者に対するきめ細やかな職業カウンセリング等の就職支援や企業に対する人材確保、職場定着支援を行う道立機関。
	北海道精神保健福祉センター	精神保健福祉法に基づいて設置している、精神保健の向上から適切な精神医療の推進、精神障がい者の社会参加の支援までを含めた精神保健福祉の総合技術センター。
	北海道総合計画	本道を取り巻く情勢の変化や課題などをとらえ、長期的な展望に立って、道の政策の基本的な方向を総合的に示すため、北海道行政基本条例に基づき策定するもの。 道では、昭和 52 年以降、10 年毎の総合計画に基づき、様々な施策や事業を展開している。
	北海道地域生活定着支援センター	高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする犯罪をした人等に対し、保護観察所、矯正施設、留置施設、検察庁及び弁護士会といった刑事司法関係機関、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援する機関。道が社会福祉法人に運営を委託しており、札幌市と釧路市の2ヶ所に設置。
	北海道地方更生保護委員会	高等裁判所の管轄区域ごとに設置された法務省保護局の地方支部局。北海道は札幌市に所在する。仮釈放等の事務を行っている。
や	薬物乱用防止指導員	北海道知事の委嘱を受けて全道の市町村に配置されている、地域特性に応じた薬物乱用防止に関する各種啓発活動を行う人。

第二次北海道再犯防止推進計画

編集 北海道環境生活部くらし安全局道民生活課

〒060-8588

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

T E L : 011-206-6148（直通）

F A X : 011-232-4820

E-mail: kansei.dousei@pref.hokkaido.lg.jp

発行 令和6年3月